

2015年6月16日

各位

学校法人 南山学園
理事長 ハンス ユーゲン・マルクス
学校法人 聖園学院
理事長 後藤 澄子

学校法人南山学園と学校法人聖園学院との法人合併契約の締結について

2015年6月13日、学校法人南山学園（名古屋市昭和区南山町1番地。以下「南山学園」）と学校法人聖園学院（神奈川県藤沢市みその台1番4号。以下「聖園学院」）は合併契約書に調印いたしました。合併の期日を2016年4月1日とし、私立学校法にもとづく存続法人は南山学園であり、聖園学院は解散いたします。

両学校法人は、2014年7月7日に合併に向けた協議を開始することを発表し、その後、両学校法人間で協議を進めてまいりました。このたび、2015年6月5日開催の南山学園理事会および同年6月13日開催の聖園学院理事会において法人合併を正式に決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 合併の目的

両学校法人が設置する学校においては、長年に亘ってカトリック精神に基づく教育が培われてきました。しかし、聖園学院の設立母体である宗教法人聖心の布教姉妹会は、会員であるシスターの高齢化により学校法人の経営から退くこととなりましたが、今後も聖心の布教姉妹会の創立者であるヨゼフ・ライネルス神父の精神を長く継承したいという考えに基づき、同神父が創立し、教育理念が共通している南山学園と合併することになりました。合併後は、日本におけるカトリック教育の充実と設置する学校の更なる発展を図ってまいります。

2. 合併後の学校

聖園学院が設置する聖園女学院高等学校、聖園女学院中学校、聖園女学院附属聖園幼稚園、聖園女学院附属聖園マリア幼稚園は、現状のまま南山学園が設置する学校として存続し、授業を実施します。

また、両学校法人は、学校法人会計基準施行以来、設置する学校の消費収支については厳密に独立採算制度を実施しており、この方針は今後も堅持します。したがって、合併後の法人運営においても、財政面での混合処理はしないこととし、各学校の独立採算制度のもとで、その経営にあたる方針です。

3. 合併後の教育および教職員について

合併後も設置する学校の教育課程、教員組織を変更することなく、これまでの教育方針を持続して学校運営にあたることとしています。今後は、設置校全体としての教育水準の質的向上を目指し、学生・生徒等の諸活動の積極的な交流など、相互のより密接な連携の中で、教育の一層の充実発展に努めたいと考えています。

また、聖園学院の教職員全員を合併の期日において南山学園の教職員として継続して雇用します。聖園学院における就業規則および教職員に対する現行の待遇条件は、現状のまま南山学園に移行することとし、その他の聖園学院の諸規程については、両学校法人間で協議の上、適切な見直しを行ってまいります。

4. 今後の予定

合併に関する調整事項は、両学校法人間で引き続き協議し、合併後の体制や規則のすり合わせ等の具体的な準備を進めてまいります。

なお、今回の合併は神奈川県知事ならびに愛知県知事を通して申請する文部科学大臣の認可事項でありますので、今後、認可申請に向けて関係官公庁との相談や手続きを丁寧に進めてまいります。

以 上